

別記 (二)

- 一 大船二隻回船園 小船五隻三拾五圓ノ仕込ト又
- 二 公傷ノ協合人其ノ費用一切ヲ店主ニ於テ負擔ス
- 三 疾病其ノ支離ノ協合人兩者協賛其ノ費用ヲ負擔ス
- 四 金庫及蓄金ノ取込ナク者ニ對シ臨檢ノ處置ヲトル
- 五 船ノ乗控人船主ニ於テ公平ニ行フ
- 六 荷船及空船廻灣ノ協合人時間的ニ余額アル協合人年灣ヲナシ年灣料ヲ請求セザルコト
- 七 急ヲ要シ船ヲ取スル協合人船料船主及控ノコト
- 八 金一封(四拾圓)ヲ事業主ヨリ支給ノコト
- 九 船主七名ニ對スル休業中ノ年灣トシテ東京大船組合ヨリ四拾二圓ヲ支給スルコト

以上

労務第六八九號

昭和九年三月二十二日 警視總監 藤沼 正一

内務省  
 山本 達雄 殿  
 社団法人 局長 官 殿

發生三七 解決五二〇。  
 使用労働者四〇。  
 協議参加者一四。  
 協働組合全労日本運輸交通

合資會社平井運送名勞働争議 關於此件 (第一報り卷)

要旨

〇 本組合員等組合多岐に亘リて之を以て組合員等三層層多要飛せ協働争議トシテ之ヲ  
 遂行すべく同業組合ニ未だ協働争議トシテ之ヲ協働争議トシテ之ヲ  
 〇 本組合員等組合多岐に亘リて之を以て組合員等三層層多要飛せ協働争議トシテ之ヲ

標記平井運送名勞働争議發生セルカ其ノ状況左記ノ通り合資會社平井運送名勞働争議

一各生労働場所

〇 本組合員等組合多岐に亘リて之を以て組合員等三層層多要飛せ協働争議トシテ之ヲ  
 遂行すべく同業組合ニ未だ協働争議トシテ之ヲ協働争議トシテ之ヲ

9. 4 11  
 5538